

発 言 者	議 事
議 長	〔 1 2 月 1 2 日 〕
議 長	皆さん、おはようございます。只今の出席議員は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長	議事を続行いたします。
議 長	日程第 1 7 議案第 1 2 号厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	総務政策課長
総務政策課長	議案第 1 2 号の厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	8 番、浜塚議員
浜 塚 議 員	2 ページ一番下になります、1 9 ですか、現行が建物証明手数料 1 棟につき 3 0 0 円が後は 1 通につき 3 0 0 円ということですが、これ何棟あっても 3 0 0 円っていうことで考えてもよろしいですか。
議 長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	はい、その通りです。今まで本宅とプラス物置きがあると 2 棟になってしまうので、6 0 0 円という形で請求していたんですけれども、申請人が 1 通で出せるものに対して今度は全部 3 0 0 円

議	長	つていう形で処理させていただきます。
議	長	他に質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第12号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第12号厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第18 議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
議	長	議案第13号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。 （議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第13号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第13号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第19 議案第14号町有地の処分について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
議	長	議案第14号の町有地の処分について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	10番、佐々木議員
議	佐々木議員	この案件については、歳入の方で採択されてございますけれども、昨日の質疑の中でどうしても工事着手となったというようなことは一般的と言うか私の常識が違っているのか分かりませんが、売買契約成立後の後に建物着手するのが道理でないかなっていうふうに思う次第であります。そういった中で、町有財産については、行政財産と普通財産があるというようなことを勉強させていただきました。本当にお礼申し上げますところでございます。それでですね、今回は

2 つについて、1 つは議会の議決という要件がございます。そういったような部分で金額についてはいくらから議決が必要なのか。それと面積についても要件があると思います。その金額と面積要件をお願いいたします。それとですね、今回政策的判断で公告無く随意契約でもって無償貸与というようなことで契約した中で何と言いますか、そういう事業がもうすでに着手なっている状況であります。第1回目の協議会、正式には8月1日第3回議員協議会なんですけれども、町長はその時点でですね、議員の過半がいいよということで貸付けでなく売買で進め、というようなことでいろんな、何と言いますか、正式な公文書でないですけども、あります、記事が。その中で町長は無償ではないというようなことで進めると言ったにもかかわらずですね、8月26日、土地無償貸与契約というのを提起してございます。それ1つとってみてもですね、無償でないから物事進めるよということを書いて無償貸与契約って、これいかなものか。そしてまた、昨日も申し上げたんですけども、それについては第2回の9月の12日の時点でもそういうようなことで契約を結んだという報告もございませんでした。私もその後、昨日いろいろと条例云々というようなことで勉強不足で教えてもらって、また、勉強させていただいたところでございませぬけれども、公有財産の中に行政財産、普通財産というようなものがくくりで条例に制定されてございます。そういった中で普通財産の無償貸与というような部分については第2節、第4条普通財産の無償貸し付けは無償貸与または、減額貸付けというような条項がございます。そこには町長特任という、そういう特任事項はございません。そういった中でどうしていきなり土地無償貸与っていうようなことができるのかと。そのへんについて、よろしく説明のほどお願いしたいというように思います。

議 副 町 長	副町長 まず、1点目についてでございますが、たぶんお分かりになって聞いてのかなという気がします。財産の取得処分については金額であれば予定価格が700万円以上のものということでございます。ただし、土地につきましては、700万円を超えていても5,000平米以上のものに限るということでございます。5反以上のものがこれに該当するということでございます。それともう1点の方の無償貸与の方でございますが、昨日も何回か説明させていただいたんですけども、8月の時には基本的には計画自体には反対はしないということだという判断でございます。ただし、建物を建てるのであれば、それは貸すというよりもいわゆる売買すべきじゃないかという議論だったと思っております。いずれにしても貸すか売買の方は特に計画そのものには反対じゃない。しかし、手段として貸すのか売るのかということだったと思います。で、当然貸すとなれば、有償なわけでございます。ただし、今回の場合はその後話の中で売買の方向だということでございますので、その期間無償で貸与するようなことにしたわけでございます。確かに9月議員協議会の時に話せば良かったということでございます。私も後で文章読ませてもらいましたが、町長の方からそういう方向でっての、ちらっと載っておりますが、その1点について詳しくの説明は無かったところでございます。売る時の単価、あるいはその中学校の利用ということと、測量経費の負担、どちらでするんだとか、そういう方に話がいきまして、その貸付の方については、詳しい説明がされていないというのはご指摘のとおりでございます。そのへんは我々の方も反省するところだと思っております。当然今後はより丁寧な説明等に心掛けてまいりますのでご理解いただきたいと思います。
------------------	---

議長
佐々木議員

10番、佐々木議員

分かりました。土地の無償貸与契約書ってございます。これについては、面積要件、金額、これは貸付け要件ですから、契約書が5,530平米というようなことで、この要件を超えている内容でございます。しかもですね、これについては、こういう重大事項をですね、2回目の9月12日に何ら報告も無くして、そして無償貸与だと。この条例からいくと土地貸付け契約ということを経んだ中でその後の後にですね、議員協議会になるのかどうなるのか、そういう第一弾は政策的な企業育成もあるから今回は貸付金については無償で貸与したいと。そういう執り進めがあつてしかるべきでないかと思うんですけども。最初から土地無償貸与って、こういう契約書自体が成り立つもんなんですか。どうなんですか。これ条例からしてみたらこういう契約書っていうのは、以前にもこういう契約書の例があつたんですか。私は条例からいって、これ契約書でないと、成り立たないというふうに判断するんですけども、いかがなものでしょう。併せてですね、1回目の時はあくまでも貸付けだよということで無償でないと。町長も言っているんです。無償では貸付けしないよとちゃんと発言しているんですよ。公文書ではない文書ですけども。そういう発言があります。そしてその後、希望としては買取してもらえというようなことを言っています。それと議会でも過半がですね、これはもうやっぱり産業振興と、そういったような部分から買い取りの方向で進めと。貸付けに関してはその時点で何ら、私だけがどうか分かりませんが、貸付けということにならないと。あくまでも売買という形をとった中で事業を進めれという、私はそういう認識で承認してございます。それがですね、12月の3回目の時には、無償貸付契約結んだよ、工事やっているよと。これ、どうなんですか。どういうふうに町民の皆さん

<p>山崎議員 議長 議長 町長</p>	<p>に説明つくんですか。私、今副町長からも聞いたんですけども、その答弁だけでは自信をもって説明できません。詳しく答弁ください。</p> <p>議長、ちょっと関連して質問あります。佐々木議員の。</p> <p>関連は後ほどお願いいたします。</p> <p>町長</p> <p>この町有地の処分につきましては、貸付けという町民からの申し出の中での協議をしたところでもあります。で、貸付けする中で議員協議会の中でお諮りしてその時に貸付け、要するにそのものをすぐ建てたいという申請者の方からの意向をくんで、貸付けしますよという考え方でいきましたけれども、議員協議会の中で売却すべきと、こういうふうな判断が下されたところでもあります。したがって、貸し付けることのオーケーというふうな話と売却に代わる期間というのは本来は即進められるべきものでありますけれども、たまたま売却するための明確な面積だとか境界だとか、そういうものが公有地を売る以上は必要である。したがって、この測量関係、全部この分割関係等の作業に入りましたけれども、これが若干時間かかって、この1か月、2か月という期間が生まれたと、こういうことでもあります。本来であれば即そういう話がまとまった段階での売買の契約になるわけですから。町としてはその面積等が明確には確認できるまでは売買契約はできないということの考え方ですから、たまたまその測量期間が長引いたということでこの貸付期間が生まれたという、こういう話だけです。本来はもう即、協議会でやって1筆1筆だけでの売買であれば次の日にも済んだ。たまたま測量期間が若干時間がかかったということで、この間の貸付料という話をされているんだろうと思います。こちらの方から買ってほしいというふうに申</p>
----------------------------------	--

請者に説明をしながら、そして最終的には全部買うと、こういうことに了解を得たところですから。この貸付料というのはそもそも最初の貸すが、即協議の段階で売るというふうに変った段階でもう貸付料なんて、それはもう生まれてこないはずなんですよ、この本来は。だからそれが、今貸付料がなんで取らないなんて言うんだけども、協議した時は即売ると、こういう売却するというふうな判断の下で進んだわけですから。これもたまたまその契約期間伸びたっていうことですね、これそもそも申し込みあったもは車庫を建てたいという申し込みであの土地を貸付けしましょうという協議をしたところであります。車庫を建てるため、急ぎますということの。そういう中でグラウンドの半分くらいを貸付けしますというふうな話で協議をした経緯であります。そんな中でですね、グラウンド半分貸すというよりは昨日も浜塚議員から話出ました、あそこの草刈り管理等も全て、車庫を貸す代わりに全部やってもらう、こういう説明は私の方からしてあるはずであります。けども、それは全部売却になったわけですから、当然むこうが管理するのが当たり前の話ですから。そういう経緯の中でですね、何にも不思議な話の一つもありません、これは。たまたま中間的な事務が遅れてたというだけの話であります。これ、買う方にしてみれば次の日にも買える話。うちの方は売る以上は明確な面積、こういう境界、そしてグラウンドの段差のあるところまで全部分割をして、売り渡す。こういうことで議員協議会では説明をしているはずであります。そういう考え方からいきますと、私は無償というのは単なる所有権を移すだけの話ですから。貸すのを売るに変えるだけの話ですから、これは無償というのは当然だ、こういうふう考えております。

佐々木議員

議長、2番目の答弁漏れまだあります。土地無償貸与契約、前にもそういった例があるのかど

<p>議 長 税 務 財 政 課 長</p>	<p>うなのかという部分の答弁ございません。 税務財政課長 過去に無償貸与の契約があるかとの問いですけども、過去に無償貸与した経過はあります。9件ほどございます。</p>
<p>議 長 税 務 財 政 課 長</p>	<p>少し説明してください。名前は伏せて結構ですから、どういう事例があったかということ。ちょっと物件の名前特定されることもありますので字名でもよろしいですか。まず、場所としましては字鶉837番地、字鶉836番地。</p>
<p>佐々木議員 税 務 財 政 課 長</p>	<p>面積も分かるなら面積も言ってもらえれば。 面積、土地と建物があるんですけども、字鶉5,431平米。ともう一つ字鶉が567.5平米。続いて富里23.14平方メートル。相生で72.0平方メートル。鶉町で68.25平方メートル。同じく鶉町で548.77平方メートル。新町で2,842.81平方メートル。字鶉でこちら原野になってますけども、330平方メートル。城丘で168.55平方メートルとなっております。</p>
<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>2番、山崎議員 実はですね、私は今町長、副町長から協議会でいろんな議論されたことを言って、そこで判断が下されたというような町長、そういうことを申しました。私は、協議会というのは決定機関でないっていうふうに私は考えております。あくまでも情報交換の場所であって、決定はあくまでもこの議会経て初めて決定されるんだと私は思ってます。それが今日、実は議会の議決を求めますと言って、この町有財産の売却を今日議案として出ました。今日認められて初めて契約がされ</p>

<p>議 町</p>	<p>長 町長</p> <p>長 私がその協議会で決定したから、決定事項であるというふうなことは毛頭考えておりません</p> <p>ます、成立すると私は考えているんですよ。ですけども、今までどういう協議会でどういう議論しようとはそれはあくまでも、ただ情報交換だと私は思っています。それが町長はもう決定された、判断されたというようなことであれば、我々は議員として大変心外であります。そしてね、少なくともそういう急ぐんであれば、今日ここで議決して最低限の結論出るわけでありましてけれども、それ以前に先ほど佐々木議員さんが言われましたように、もう建物が建っているんですよ。私も館の懇談会の時にそういう話が前々から出まして現地に行ってきました。もう立派な車庫が建ってます。まだ議会で議決しない以前にもうそういう行為がされているということ、大変私どもは残念に思います。議会という意味、どう考えているんでしょうかね。私は議会というのは地方行政に対して最終の決定機関だというように私は自負してますけども。それを経ないで、町有財産だろうと、普通財産であろうと、町の財産を処分するのに少なくとも透明性の持ったね、そういうものを担保にしなかったらね、我々は町民に説明できませんよ。そういう考え方持っていますが、あとまだありますけれども。今お話ししました質問に対してどうしようにお考えでしょうか。私は議員協議会は決定機関でないというふうに私は思っています。そこでどういう議論しようかと、そこで決定されたというように町長思っているかもしれないけれども、それ違いますよ。ここで初めて、本会議で議論して採決して決められたことが最終決定機関、そういうことだと私は思っているんですが。そのうえでの行為であれば私は理解できるんですけど、今のこの売却の方については、事前にもう動いているってことに大変心外であります。どうですか。</p>
------------	--

し、もちろん議決して当たり前の話です、それは、決定することは。協議会というのは議決する以前に内容を皆さん方にこまごまと説明をする場所だと、そういうふうに考えております。で、説明をして理解をいただいて初めて今回このように提案するわけです。この提案がもし不合理であるとか、道理にかなわないということであれば、今までの経緯というのは相談をしながら貸し付けるものを売るところまで移動させる協議だったわけですから。それが決定事項だなんて私は毛頭思っておりません。これは議決されて初めて決定ですから、当たり前の話で。今言われるように当初は貸付けしてほしいという契約はここで言うように車庫を建てたいように貸してくださいと。急ぎますということだからこういう貸付けの契約をしたわけですよ。こういう中での事務の進めであります。別に議会を無視して契約したわけでもなくて今初めて議決されたらちゃんとこれからの契約書になるわけですから。そういうふうなことで初めから協議会にかけて物事決定したんだろうという発言については、毛頭そのようなこと考えておりません。

議長
山崎議員

2番、山崎議員

私はですね、今契約方に対して何も言われません。ただ、ここまでに至るプロセスがちょっと今までと違うなということちょっと考え方が変わるわけであります。私もいろいろ協議会の中でもありがたいことだと思ってるんならそういう話させていただきました。だけども、ここまでくる過程の中で特にこの町有財産の売却をするっていうことに今まではどちらかと言うといろいろな町民、多くの方々に公募しながら入札をして透明性を担保した中で処分させていただきました。今回は随契ですから、ほとんどそういう行為ありませんでしたね。そのへんはどういうふうにして理解されたいですか。

<p>議副町長</p>	<p>副町長 確かに建物については、そういう取り扱いが多いわけですが、大面積の未利用地についてはほとんどがいわゆる要望ある利活用計画を政策的に判断してまいりました。昨日もお話しましたが、一番近いところでありまして、美和の牧場で太陽光をやりたいと。あれも特に公募して決定したことでございませぬ。あとはちょっと暮らし住宅を建てました本町の山上と上里。それと、焼酎工場と。いずれも公売してやっているわけではございませぬ。</p>
<p>議山崎議員</p>	<p>2番、山崎議員 今副町長が言われたようにね、太陽光発電から焼酎工場、いろいろありますよね。それはあくまでもね、やっぱ会社であるとかの相手なんですよ。細畑林業さんは個人でしょ。そのへんがやっぱり違うと思うんです。ですから、やっぱしこのへんをかなり注意していかないといろんな周りから話が、私自身ももう聞こえてますよ。だから私は透明性を担保したうえでっていうふうに発言させていただいているんです。別に私はね、今回の相手方がどうのうこうのというそういう意味じゃないんです。あくまでもこれは個人でやっぱそういう求めているわけですから、それに対してはやっぱしね、透明性をきちっと担保しなきゃだめですわね。そういう考え方をただ持っているだけなんですよ。いかがでしょうか。だから、焼酎工場なりね、太陽光のね、そんなの違うんですよこれは。</p>
<p>町長</p>	<p>議案にも書いてありますとおり、細畑利治個人と契約ではありません。株式会社細畑林業、これは町内の企業として大いに地元としては支援していきたいようなそういう企業ですから。ここでいうその個人というのは社長の名前だけの話。株式会社細畑林業の買受であります。全部法人</p>

議 町	<p>であります。</p> <p>町長、副町長どちらでも結構ですけども、今までの札幌酒精と太陽光の売却と違うという話に対しての見解を説明をお願いします。</p>
議 町	<p>太陽光だとかその他のものと違うというふうな考え方、これはどのように違うのか私はちょっと理解に苦しみますけども。この町内の町有地の有休財産については、かつて山崎議員は利用については、厳しく指摘したこともあります。町としてはもちろん有休財産なんて持つべきものではない。なるべく早いうちに処分をして有効な使い方をしてほしいというのが基本的な考え方。こういう時に、この細畑林業が企業拡張の中でそういう車庫、あるいはそういうものをあの地区で建てる場所が無いということからですね、今空いた町有グラウンドについて活用させてほしい、こういうような話だったわけですから。町としても大いに振興上進めるべき話であります。これを公募して、どうのこうのという話になるんでしょうかね。車庫を建ててすぐ使いたいという要請があるものですから、それに議員の皆さん方にこの部分を車庫を建てる場所として貸し付けますという協議をしたわけですから。別に他の人に売買するとか、そういう目的ではないわけですから、私は大いに町民の方には使っていただきたい、こういうふうに考えているところであります。</p>
議 佐々木議員	<p>10番、佐々木議員</p> <p>町長はきちっと3回も順序だててやったよというようなんですけども、最初に戻ります。1回目ですね、8月1日の協議会ではですね、約656坪を車庫を建てたいんだ、館の企業さんに貸したいということで1回結論出なかったんですけども、私も昨日議事録追加分見たんです。そ</p>

したらですね、この時点で町長が面積、測量やってないからどうのこうのという話は一切出ていません。ただ貸付けてもいいかどうかというようなことがね、協議会の中で議長が議員の意向を確認して総意でもいいというようなことになったということなんです。その時貸付けしてもいいよということの了解は正式な場ではないですけども一つの承認案件と言うかそういう要件には当てはまるのではないかなというふうに思いますけども。そういうことがあって9月12日の時ですよ、実際に概算の面積3つの区分に分けた面積の金額、こういうふうな部分でどうかと。ただ、最終的な部分は確定測量しないと金額確定しませんということなんですけども。その時になんでこれ、言わなかったんですか。何回も言うんですけども。無償貸し付けの契約を結んだと。それで面積要件についても5,000平米を超えていると。札幌酒精、太陽光等についてはですね、1回の協議云々でないですよ。何回も協議会開いて資料説明でこうだからどうだと。札幌の酒精の場合は企業誘致委員会そういうようなことも開いた中でどうだというようなこともやっていませんか。それだけきちっと根回しって言うのか何と言うのか、広く意見を求めて進んでいるのに町長の1回目の答弁で貸付けについては無償では貸さないよということを公文書でないけども、きちっと言っているんですよ。それがなんで無償貸与云々なるんですか。私はですね、これについては議会の調査権、事務に関する書類、管理決議の執行状況についてですね、きちっと条例にのっとってやっているか検査権を求めます。併せて今回の無償貸与契約、前例9件あります。そういった中で札幌酒精の例と5,000平米超えている云々の比較した中で監査委員にですね、実地検査求めます。監査委員の請求権できちっと調査してもらいたい。それを提案します。

議	長	副町長
副	町	長
議	長	一つだけちょっと。5,000平米というのはいわゆる売買の売り払い、あるいは買取りの時の話で。賃貸の場合には、これは5,000平米とかなんとかっていうのは関係ありません。
議	長	ただいま10番佐々木議員より議長に対して議会として検査権の請求を町に求めることと監査委員に対して監査の請求権を求めることへの請求がありました。議長としてこれを議員各位にとり絡りたいと思います。
議	長	暫時休憩します。(10:47)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(10:50)
議	長	審議を続行いたします。
議	長	それでは議員の皆さんにお諮りします。はじめに議会として町に対して検査権を請求することに賛成の方の起立を求めます。(起立少数)
議	長	起立少数。よって、町に対して検査権を求めることについては、否決されました。
議	長	暫時休憩します。(10:52)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(10:55)
議	長	審議を続行いたします。
議	長	それでは議会として監査委員に対して監査の請求権を求めることに対して賛成の方の起立を求めます。(起立少数)
議	長	起立少数。よって、監査委員に対して監査の請求権を求めることの議案は否決されました。
議	長	他に質疑ありませんか。(ありませんの声あり)

<p>議 長 議 長 議 長 佐々木議員</p>	<p>それでは質疑を終結します。</p> <p>討論に入ります。</p> <p>10番、佐々木議員</p> <p>今回の案件についてはですね、3回の議員協議会において協議してきたところですが、町長の答弁と私の解釈、認識というのはかなり大きくずれております。第3回の8月1日議員協議会では地元企業が旧館中学校グラウンドの一部656坪を借り受け、車庫を建てたいとの申し出について協議し、遊休地の有効利用、地場企業の育成の観点では良いのではないかとこの考えの一方で事業用車庫建設の旨であり、貸付けるより議員の過半が売却で進めた方がいいという結果になったと私は認識しております。第4回9月12日議員協議会では企業側も買受けしてもよいとのことで、グラウンドの航空写真、図面により宅地、雑種地、山林、3つの分類による概算単価が示されたところであり、財政課長より土地面積が1万2,000平米なので議会の議決が必要になる案件でもあるとの報告もございました。第5回12月2日議員協議会では売却予定面積1万2,739.8平米と確定し、売却金額は宅地相当分、雑種地、山林の土地面積総額と登記費用分を財産収入として1,195万2千円、他に建物売却17万8千円を財産収入として12月議会に提案したいとの説明でありましたが、第4回9月12日議員協議会においての説明時点で第3回8月議員協議会後の8月26日土地購入予定企業とのグラウンド貸付契約を進め、車庫建設の事業着手を許可しております。現在では一部完成している現況であります。看過できない事態となっているんですよ、町長。部局はですね、1回の協議のみで貸付けの随意契約を進めたことは全く時期尚早であり、今回の財産貸付け、売り払いどちらをとってもですね、面積要件5,0</p>
--------------------------------------	--

<p>議 議 高 田 議 員</p>	<p>00 平米、売買の時だけだよと言うけどもですね、貸付けだって準ずる部分があるんでないですか。そしてまた、金額も大きくやっぱりきちっと順序だてた札幌酒精、太陽光みたいにですね、何べんも何べんも協議を重ね、いろんな意見を聞いた中でですね、きちっと公平、透明性を確保した執り進みがあっても然るべきであったと、私は確信するものです。併せて、協議会に私言いましたけども、町内全域の周知方策や少なくとも館地域においては思い出のある館中学校グラウンドの利活用です。このような状況になっている様では、貸付け契約締結以前にですね、早急に地域での広聴説明会の実施の必要性を感じるどころです。議会においても今日まで山崎議員も言いましたけれども、協議会は正式な承認の場でもない、議決の場でもないであります。そういった中で事業着手となったことは茫然自失の心境です。町長の地元企業の育成、産業振興を謀るためとしても、順序だてた進み方になっておらず、公平、中立、透明性の確保には達していません。以上のことから上程されました案件については反対するものです。</p> <p>他に賛成討論ありませんか。</p> <p>9 番、高田一弥議員。</p> <p>今の佐々木議員が町長と私の考えが全く違うというふうにおっしゃっていましたが、私と佐々木議員との認識もまた違います。最初の説明の時に賃貸契約ということで、賃貸にするにしても建物を建てることは将来的にはずっとこの人にその権利を与えなければいけないということになれば、果たしてそれでいいのかな、売買の方がいいんでないかなってというような思いをずっと思っておりました。ただ、よくあることでありまして、賃貸をしつつその人がずっと長い間建物建ててずっとそこを使っているということは、あとで考えたらいくらでもあることだというこ</p>
----------------------------	---

<p>議 議 山 崎 議 員</p>	<p>とを思いました。ただ、そういうことを考えるとその使用することに対してどうだという提案だったと思うので、それについては私は大いにそうあるべきだという考え方を持っておりました。なおかつ今佐々木議員が言ったように途中の協議会の経緯もありましたけれども、また、これ山崎議員も言いましたが、協議会っていうのはあくまでも決定機関ではないと。そこではそれぞれの意見を聞いてその流れの中でどうすべきかを理事者側が判断するというための機関でありますから。私どもの意見を聞いて理事者側としては進めていくべきだという答えを出したことだと思います。私もそれに賛同であります。なおかつ、この今回売買が必要だという業者につきましては、必要な土地のみならず多くの土地を町民憩の場にするという考え方を持って、そこも併せて購入したいということでもありますので、その考え方に賛同し、私はこの案件に対して賛成をいたします。</p> <p>他に討論ありませんか。</p> <p>2番、山崎議員</p> <p>私はこの売買をするということには反対ということではないんだけれども、その過程が透明性が担保されていないということで今回は私は賛同できません。なぜならばやっぱ地域だって館の町の中でも十分この事態を承知していない人がたくさんいらっしゃるわけですから。それとまた、求めたい人まだいるかもしれないですよ。そういうことも考えた時にやっぱし公募してこういうふうはどうですかって、そういう丁寧なことを経てからこういう形になって、そして場合によっては細畑さんに利用してもらおう等々結構だと思うんです。だけどその過程が、私は透明性が担保されていないから今回のこれは賛同することはできません。</p>
----------------------------	---

<p>議 中 山 議 員</p>	<p>長 員</p>	<p>1 番、中山議員 今この案件についていろいろと賛成、反対あるわけですが、私も 1 回最後の方の議員協議会には出席できなかつたわけですが、今聞いている中でうちの町の将来を考えた時、また近年のこの過疎化、また人口減少を考えた時に館地区のこの校舎の利用、また、グラウンドの利用ということにつきましては、私はどんどん町として積極的に進めていくべきでないかと。この他まだまだ町内にはこういう町有地あります。そういう中で有効利用すると、そして館地区も鶉地区もそうですけども、本当に過疎化、また人口減少が進んでいると。そういう中ではやはり細畑林業さんに頑張ってもらって、館地区を活性化させるという意味からいきますと、私はこの案件については賛成したいというふうに思います。</p>
<p>議 議 議</p>	<p>長 長 長</p>	<p>他に討論ありませんか。 討論を終結します。 これより議案第 1 4 号町有地の処分について、採決します。この採決は起立によって行います。なお、議決は出席議員の過半数です。議案第 1 4 号町有地の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（起立多数）</p>
<p>議 議 議 議 議</p>	<p>長 長 長 長 長</p>	<p>起立多数です。よって、議案第 1 4 号町有地の処分について、原案通り可決されました。 審議の途中ですが 1 1 時 1 5 分まで休憩します。（1 1 : 0 5） 休憩前に引き続き会議を開きます。（1 1 : 1 5） 審議を続行いたします。 日程第 2 0 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題としま</p>

議	長	す。
議	長	議案の説明を求めます。
町	長	町長
議	長	諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての議案でございます。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め直ちに採決します。
議	長	諮問第1号人権擁護委員の推薦については原案のとおり、厚沢部町字鶉331番地岩田富貴子氏、昭和27年7月31日生まれ67歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の起立を求めます。（起立全員）
議	長	起立全員であります。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案通り可決されました。
議	長	日程第21 選挙第1号厚沢部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議題とします。
議	長	お諮りします。委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とし、指名については、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって選挙の方法については指名推選とし、指名については、議長

議 議 議 議	<p>において指名することに決定しました。</p> <p>長 暫時休憩します。(11:19)</p> <p>長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11:21)</p> <p>長 審議を続行いたします。</p> <p>長 それでは、厚沢部町選挙管理委員会委員に、住所、鶉町 佐藤征勝氏、本町 田畑敏幸氏、富里 木村敏彦氏、赤沼町 竹中学氏の4名。補充員に 第1順位、住所、木間内 藤八政男氏、第2順位、新町 近藤良信氏、第3順位、新町 長峯孝氏、第4順位、新栄 由利昭人氏の4名を指名します。ただいま指名しました委員4名、補充員4名を厚沢部町選挙管理委員会委員並びに補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。したがって厚沢部町選挙管理委員会委員に、佐藤征勝氏、田畑敏幸氏、木村敏彦氏、竹中学氏。補充員に第1順位、藤八政男氏、第2順位、近藤良信氏、第3順位、長峯孝氏、第4順位、由利昭人氏が当選されました。</p>
議	<p>長 日程第22 意見書案第1号から、日程第23 意見書案第2号までの2件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p>
議	<p>長 お諮りします。意見書案第1号から意見書案第2号については、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。したがって、あらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)</p>

議	<p>長 異議なしと認めます。したがって意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書、意見書案第2号「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書について、原案どおり可決されました。</p>
議	<p>長 日程第24 報告第1号各常任委員会所管事務調査の報告について、議題とします。</p>
議	<p>長 始めに、総務文教常任委員会第2回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。</p>
議	<p>長 高田委員長</p>
総務文教委員長	<p>それでは、総務文教常任委員会第2回所管事務調査の報告をいたします。調査年月日は令和元年11月1日、1日間で行いました。調査項目は3項目で、1 ふるさと納税について、2 道の駅の今後の改修計画について、3 素敵な過疎づくり株式会社運営状況についてであります。調査員は記載のとおりでございます。内容の報告をいたします。</p> <p>1 ふるさと納税について。ふるさと納税について、資料の説明を受けました。平成30年度から寄付申し込みポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用したことにより納税実績としては、平成29年度の132万円から平成30年度は3,200万7千円と寄付金額実績が大幅に増加したことは大変評価できます。返礼品の送付に関し、返戻日時の指定があるため、人気品目について天候、収穫時期、品質の関係から、返礼が間に合っていない事態が発生しておりました。今後、国から返礼対象経費や返礼率など事業内容に変更があるため、納税額の変更等も想定される場所であるが、他市町村の動向も勘案しながら、納税者へ収穫適期に良質な地元返礼品を提供出来るよう、ポータルサイトや委託業者と返礼期間に弾力性を持たせる方向で協議を進めることが必要であると考えます。また、返礼に支障が出ないように、人気品目を検証し返礼品目、</p>

数量の見直しや返礼品取扱者の登録数増加に向け取り組んでいただくとともに、より一層の納税額増加を図るため、アクセス、利用が多いポータルサイトの利用についてもさらに検討を進めていただきたいと思います。

2 道の駅の今後の改修計画について。道の駅の今後の改修計画について資料により事業概要案ではありますが、説明を受け現地調査を行いました。事業内容は、24時間新設トイレの建設及び駐車場の増設となっております。駐車場計画案のレイアウトについては、普通乗用車等と観光バスの駐車場所の差別化により、整理された駐車が進むものと考えられます。駐車場所を区分整理するうえで、キャンピングカー含む一般利用者、充電用駐車、従業員駐車、物販搬入駐車等様々な区分での駐車が想定される場所があります。今後の道の駅運営を考えた場合、大きい区分として利用する側、運営する側の双方にとって利用しやすい駐車スペースの確保が必要であり、双方が利用しやすいよう、動線を分けるなど考慮し、駐車スペースを検討すべきと考えます。また、今後新築するトイレが既設のトイレよりも物産館及び、バス駐車予定エリアから離れることになり、雨、雪など悪天候時、利用者を誘導するためには、その通路に雨よけを設けるなどの対策が必要であると考えます。今後のトイレ施設については、乳幼児、幼児、妊婦、障害者に配慮した便器、手洗場、授乳設備スペース等の確保が必須となることから、利用者皆さんに優しい仕様を望むものであります。最後に、運営上冬期の除排雪についても広くなることから十分考慮した対応を検討願いたいと思います。

3 素敵な過疎づくり株式会社の運営状況について。素敵な過疎づくり株式会社の運営状況について資料説明を受けた後、ちょっと暮らし住宅及び物産センターの現地調査を行いました。ち

よつと暮らし事業については、利用件数、利用者数ともに前年度より減少しておりました。しかし、利用者の内訳を見るとリピーターが多くを占めており、厚沢部ファンの獲得につながっているものの、より多くの方々に利用頂くための方策も必要と思われます。今後は、本事業の活用と町内の空家住宅等の把握に努め、より一層移住定住の推進に努めて頂きたい。物産センターについては、販売額、利用者数ともに着実に伸びている状況であります。これまで利用者数はレジ通過者でカウントしておりましたが、さわやかトイレの利用者を含めると実利用者数は相当な数になるものと思われます。農産物等販売物の出品状況については、町内出品者に加え近隣町からの出品者が増えたことにより、品揃えも豊富になり利用者が増えている大きな要因の一つとなっています。課題としては、繁忙期において売場スペースが狭いため利用者が交差出来ないほどの混雑が発生するほか、商品棚の不足により応急的にミニコンテナ等を使用している現状にあります。また、商品のストックヤードが狭く、荷造りスペースも無いために荷造りを通路の一部で行っている状況であります。そのため、同様にイートインスペースについても大変混雑するため、それぞれのスペース確保が必要と思われます。閑散期においては、品薄になり商品棚が空になる状況にあり、それに比例して利用者数も減少していることから、その対策も重要な課題であります。施設面では、老朽化による窓枠の腐食が激しく、雨漏りが生じていることから早期改修が必要と考えます。また来年度駐車場の整備が予定されておりますが、一般利用者と出展者を区分した中で、両者の利便性を考慮した搬出入専用駐車スペースの確保と、改修計画でも提案いたしましたが、状況に応じた除雪体制の確立が求められると考えております。以上です。

議

長

次に、産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。

議 長
産業厚生委員長

浜塚委員長

それでは、産業厚生常任委員会第2回目の所管事務調査報告を行います。調査月日は令和元年10月17日、1日間でした。調査項目につきましては、4項目でございます。農地管理中間機構関連事業、これは稲見地区でございます。及び農地整備事業、こちらは滝野地区について、現地調査も併せて行っております。2つ目でございます。チップボイラーの稼働状況について、こちらも現地調査を行っております。3番目が有害鳥獣対策について。4番目が国保病院の現状についてでございます。調査人は記載のとおりでございます。それでは、説明申し上げます。調査結果でございます。

1番目、農地中間管理機構関連事業（稲見地区）及び農地整備事業（滝野地区）について資料説明の後、現地調査を行いました。稲見地区のほ場は昭和40年代に1次整備が行われたが、それ以降、高低差が大きい地域であることから大々的な整備は行われておらず、また、大半がれき混ざりの土壌である。水路についても老朽化が著しく、維持管理に苦慮している状況であります。道営事業である農地中間管理機構関連事業により農地整備を行い、将来の担い手への農地集積を図るものでございます。一方、滝野地区のほ場は山林からの水の流入ですね、多く受けております。そんなことより法面崩壊等により維持管理費が増大しております。豪雨により冠水が発生して農地に被害を及ぼしている状況でもございます。道営事業である農地整備事業、滝野地区では主に用排水路の整備を行い農地の基盤整備を図るものでございます。2つの事業の期間は平成30年度から令和6年度までを予定しており、本事業の実施により、収益性の向上が図られるとともに、将来の担い手へ良好な農地として集積されること及び用排水路機能強化が図られるこ

とに期待するものであります。

2つ目でございます。チップボイラーの稼働状況です。チップボイラーの稼働状況につきましても資料説明を受け現地調査ということで上里のふれあいセンター、館地区憩の家及びうずら温泉の3施設で稼働しており、これまで一部のチップボイラーで大きな故障があったものの、現在は小規模な修繕や消耗品交換等の管理対応により良好な維持管理がなされております。しかし、館地区憩の家のチップボイラーについては導入から9年以上が経過し、その間、大規模な修繕が行われております。今後も修繕の費用が見込まれることや燃料の乾燥チップが生チップに比べて高価であることから、納入業者と協議の上、うずら温泉や上里ふれあいセンターと同じボイラーを導入すべきであると考えます。

次、3つ目でございます。有害鳥獣対策でございます。こちらも資料説明を受けたところであります。有害鳥獣による農作物の被害額は平成29年度で約490万円、平成30年度は約820万円と増加しております。今後ますます被害が悪化することが懸念されるわけでございます。その一方でハンターは高齢化により不足する恐れがあることから、現在町が行っている免許や許可に係る助成だけではなく、銃や銃弾、ロッカー等の取得費用に対する助成などについても検討し、ハンターの確保に努めるべきであると考えます。それと同時に、農家自身の積極的な鳥獣被害防除を促進するため、より多くの農家に電気牧柵を貸し出し、利用させる体制の整備も必要であると考えます。また、町内に有害鳥獣の解体場がなく、有害鳥獣の解体に苦慮しているハンターもいることから、解体場を整備し駆除がより円滑に行われる体制を整え、有害鳥獣による被害が少しでも抑制されることを期待するものであります。

<p>議 議 議</p>	<p>4つ目は国保病院の現状についてでございます。国保病院の現状につきましても、資料説明を受けました。国保病院の現在の医師体制は令和元年8月より常勤医師が1名増え、4名体制となっております。このことにより休診日においても常勤医師3名での交代勤務が可能となり、常勤医によるきめ細やかな医療の提供とかかりつけ医に診てもらえるという住民の安心感が醸成されることにより患者の増加が期待されます。さらには3名の当直体制により医師の労働環境改善が図られ、それが今後の継続的・安定的な医師確保につながると考えられます。また、新たに採用した医師の専門性を生かし、消化器分野に関する検査や診療体制の強化も期待されるところであります。一方、看護師に関しては募集しても応募が少ない状況であります。今後も退職等による欠員が想定されるため、看護師の確保についても重要な課題であると思われれます。今後は、交付税のさらなる減額が見込まれる中、継続して看護師等の人材確保に努め、安定的な入院患者の確保を最優先し、医業収益の根幹をなす入院収益の向上に取り組むとともに、医療の面だけではなく今まで以上に接遇等の患者対応にも今後とも継続して取り組み、よりよい病院づくりを望むものでございます。以上、報告とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、両常任委員会 所管事務調査報告について、報告済みとします。</p> <p>日程第25 議員の派遣についてお諮りします。会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。</p>
----------------------	--

議	長	お諮りします。以上で本定例会に提出された案件の審議、全部終了しました。
議	長	会議規則第7条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定しました。
議	長	令和元年第4回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労さまでした。（11：40）

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 森理生、総務係 吉田友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長
署 名 議 員
署 名 議 員